

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 7 9 号

平成 28 年 3 月 31 日

木 曜 日

目 次

訓 令

- 四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (総務課) 2
- 四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (総務課) 3

公 告

- 一般競争 (指名競争) 入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 5

訓 令

四日市港管理組合訓令第 1 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 28 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成 8 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

26	四日市港管理組合資金運用方針に関する事務	1 運用方針の制定、改正及び廃止	○				
		2 運用手続に関する基準の制定、改定及び廃止		○			
		3 運用方針第 4 の規定による基金取崩計画の策定及び変更		○			
		4 運用方針第 4 の規定による年間運用計画書の策定					
		(1) 歳計現金による債券運用に係るもの		○			
		(2) 基金による債券運用に係るもの		○			
		5 運用方針第 4 の規定による年間運用計画書の変更					
		(1) 歳計現金に係るもの		○			
		(2) 基金に係るもの		○			
		6 運用方針第 6 の規定による中期運用計画書の策定					
		(1) 歳計現金に係るもの		○			
		(2) 基金に係るもの		○			
		7 運用方針第 6 の規定による中期運用計画書の変更					
		(1) 歳計現金に係るもの		○			
		(2) 基金に係るもの		○			
		8 運用方針第 7 の規定による運用の決定に係るもの		○			
9 運用方針第 9 の規定による運用結果の公表に係るもの		○					

を
「

26	四日市港管理組合資金運用方針に関する事務	1 運用方針の制定及び廃止	○					
		2 運用方針の改正						
		(1) 軽易な改正を除く。	○					
		(2) 軽易な改正に限る。			○			
		3 運用手続に関する基準の制定、改定及び廃止			○			
		4 運用方針第 4 の規定による基金取崩計画の策定及び変更			○			
		5 運用方針第 4 の規定による年間運用計画書の策定						
		(1) 歳計現金による債券運用に係るもの			○			
		(2) 基金による債券運用に係るもの			○			
		6 運用方針第 4 の規定による年間運用計画書の変更						
(1) 歳計現金に係るもの			○					
(2) 基金に係るもの			○					
7 運用方針第 6 の規定による中期運用計画書の策定								
(1) 歳計現金に係るもの			○					
(2) 基金に係るもの			○					
8 運用方針第 6 の規定による中期運用計画書の変更								
(1) 歳計現金に係るもの			○					
(2) 基金に係るもの			○					
9 運用方針第 7 の規定による運用の決定に係るもの			○					
10 運用方針第 9 の規定による運用結果の公表に係るもの			○					

に改める。

別表 2 共通決裁事項(1)一般事務の表第 8 号の項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)」に改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合訓令第 2 号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 28 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員被服等貸与規程（昭和 53 年四日市港管理組合訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「整備課」を「整備課（検査監を含む。）」に改め、同表「品目」、「数量」及び「期間」の欄を次のように改める。

品 目	数 量	期 間
作業服（上）	1	4
作業服（下）	1	4
雨合羽	1	4
ゴム長靴	1	4
作業服（上・冬）	1	1
作業服（上・夏）	1	1
作業服（下・冬）	1	1
作業服（下・夏）	1	1
雨合羽	1	3
ゴム長靴又は安全ゴム長靴	1	2
帽子	1	3
安全靴（短）	1	3
作業服（オーバーオール）	1	2
作業服（上・冬）	1	1
作業服（上・夏）	1	2
作業服（下・冬）	1	1
作業服（下・夏）	1	1
雨合羽	1	3
ゴム長靴又は安全ゴム長靴	1	3
作業服（上・冬）	1	2
作業服（上・夏）	1	2
作業服（下・冬）	1	1
作業服（下・夏）	1	1
雨合羽	1	3
ゴム長靴又は安全ゴム長靴	1	3
安全靴（長）	1	3
作業服（上）	1	4
作業服（下）	1	2
雨合羽	1	4
ゴム長靴	1	4

作業服（上・冬）	1	2
作業服（上・夏）	1	2
作業服（下・冬）	1	1
作業服（下・夏）	1	1
雨合羽	1	3
ゴム長靴又は安全ゴム長靴	1	3
安全靴（長）	1	3
作業服（上）	1	4
作業服（下）	1	2
雨合羽	1	4
ゴム長靴	1	4

別表第 2 「防寒服」及び「保安帽」の欄を次のように改める。

防寒服	保安帽
15	24
	4
	12
	2
	2
31	31
15	15
15	15

別表第 2 整備課の項備考の欄を次のように改める。

検査監を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市港管理組合職員被服等貸与規程のうち、平成 27 年度採用者にかかる作業服（下・冬）及び作業服（下・夏）の貸与に関する規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

公 告

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成 6 年四日市港管理組合規則第 5 号）第 4 条第 4 項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）第 81 条第 3 項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 28 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとします。

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるものみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成 28 年 4 月 1 日（金）から 平成 29 年 3 月 31 日（金）まで	〒514-0002 三重県津市島崎町 56 番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4 月 1 日から 6 月 30 日までの受付分・・・平成 28 年 8 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

7 月 1 日から 9 月 30 日までの受付分・・・平成 28 年 11 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

10 月 1 日から 12 月 31 日までの受付分・・・平成 29 年 2 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

1 月 1 日から 3 月 31 日までの受付分・・・平成 29 年 5 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

となります。

ただし、受付の末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。

- (2) 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成 28 年 4 月 1 日（金）から 平成 29 年 3 月 31 日（金）まで	〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4 月 1 日から 6 月 30 日までの受付分・・・平成 28 年 8 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

7 月 1 日から 9 月 30 日までの受付分・・・平成 28 年 11 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

10 月 1 日から 12 月 31 日までの受付分・・・平成 29 年 2 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

1 月 1 日から 3 月 31 日までの受付分・・・平成 29 年 5 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

となります。

ただし、受付の末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目 1 番地の 1

四日市港管理組合総務課総務・調整担当

電話 059-366-7009

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
